**現況証明（非農地証明）について～登記地目「農地」を農地以外に変更する場合**

**現況証明は、登記簿上の地目が農地（畑・田・牧場）となっている場合に、その土地が農地法に規定する農地に該当するかどうかを農業委員会が現況を判断したうえ、行政サービスとして発行する証明書ですので、法律で定められた証明ではありません。**

**登記簿の権限は法務局にありますが、登記簿上の地目が農地となっている場合、農地以外に地目を変更する場合には、原則として農業委員会が発行する現況証明書を添付するように求められます（地目変更登記の詳細は法務局にお尋ねください。）。**

**〇申請の方法**

**・申請書～農業委員会事務局にあります。添付書類などを事務局が確認して、記入していただきますので持ち出しできません。**

**・添付書類～①登記簿謄本（土地全部事項証明書）の写し（3か月以内に発行、法務局で取得する。ネットは不可）＊原本を確認して返却もできます。**

**②現況証明用の委任状（代理の方が申請等する場合）＊原本の提出が必要となります。**

**③位置図（案内図、住宅地図等）**

**④地番図（法務局で発行したもの等）**

**⑤その他（戸籍や住民票など必要な場合もあります。）**

**〇手数料と交付までの期間**

**・一筆1,500円（市街化区域・市街化調整区域とも）**

**市街化区域→申請日から概ね7日程度**

**市街化調整区域→申請日から概ね7日以上1か月程度。**

**〇証明をしない時期**

**・積雪のため、現況を確認できないことから、原則として12月～4月は申請を受け付けていません。**

**〇その他**

**・仮登記等の権利設定がされている場合や、無断で転用した場合などには、申請を受け付けできない場合があります。**

**・申請書提出により必ず農地以外と認められるとは限りません。**

**・詳しくは農業委員会事務局農地係にお問い合わせください。**